地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

国土交通省

基本方針（国土交通大臣・総務大臣が策定）

地域公共交通計画（改正前：地域公共交通網形成計画）

（原則として全ての地方公共団体が策定）

- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応。
- 定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等により、データに基づくPDCAを強化。

協議会を開催し策定
（地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成）

新地域旅客運送事業計画
（DMV、水陸両用車等）
（事業者）

新モビリティサービス事業計画【新設】
（事業者）

地域公共交通特定事業

（必要に応じて地域公共交通計画（改正前：地域公共交通網形成計画）に事業実施を記載できる）

地域公共交通利便増進事業 改正前：地域公共交通再編事業	貨客運送効率化事業【新設】	軌道運送高度化事業（LRTの整備）	道路運送高度化事業（BRTの整備）	海上運送高度化事業（海上運送サービス改善）	鉄道事業再構築事業（鉄道の上下分離等）	地域旅客運送サービス継続事業【新設】	鉄道再生事業（廃止届出がなされた鉄道の維持）
（事業者）	（事業者）	（事業者）	（事業者）	（事業者）	（事業者）	（事業者）	（事業者）
地域公共交通利便増進実施計画 改正前：地域公共交通再編実施計画	貨客運送効率化実施計画	軌道運送高度化実施計画	道路運送高度化実施計画	海上運送高度化実施計画	鉄道事業再構築実施計画	地域旅客運送サービス継続実施計画	鉄道再生実施計画
（地方公共団体）	（事業者）	（事業者）	（事業者）	（事業者）	（地方公共団体・事業者）	（地方公共団体）	（地方公共団体・事業者）

<独占禁止法特例法において措置>

共同経営計画（事業者）
↓
国土交通大臣が認可
↓
法律の特例措置（独占禁止法のカルテル規制の適用除外）

国土交通大臣が認定

国土交通大臣に届出

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

法律の特例措置

法律の特例措置

法律の特例措置

資料3

3. 地域公共交通調査等事業（地域公共交通計画等の策定への支援）

国土交通省

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援（交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、旅客運送サービス継続計画策定事業）

○補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）

○補助対象経費：地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費

（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等）

○補助率：１／２（上限額500万円又は1,500万円（地域公共交通計画）、1,000万円（地域公共交通利便増進実施計画）、500万円（地域旅客運送サービス継続実施計画））

地域公共交通計画の記載事項（イメージ）

○計画の効果な活用のために必要な視点

- ①地域戦略との一体性の確保（まちづくり、医療・福祉、観光等との連携）
- ②モード間連携や多様な輸送サービスの活用
- ③地域の多様な関係者の協働
- ④交通圏全体を見据えた広域的な連携
- ⑤データによる状況把握、効果的な目標設定・検証を設定

○定量的な目標値（公共交通の利用者数、収支率、公的負担等）、補助対象系統の位置づけ等を記載

地域公共交通利便増進実施計画、旅客運送サービス継続計画の推進への支援（利便増進計画推進事業、旅客運送サービス継続計画推進事業）

○補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）

○補助対象経費：国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費（公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等）

○補助率：１／２

○補助対象期間：５年間

地域公共交通利便増進実施計画のイメージ